

経済法研究会

幹事 大軒 敬子 (57期) ●Takako Onoki

当会には、16の法律研究会があります。
本コーナーでは、法律研究会の入会方法や活動内容
についてレポートしていただきます。

1 沿革

経済法研究会（以下、「本研究会」とする）は、1988年に、当会に初めて法律研究会が設立されることとなった際に、「独禁法研究会」という名称で設立されました。その後、独禁法以外の経済法（下請法など）も対象に含めることを明確にするために、「経済法研究会」と名称を変更しました。

現在は、代表幹事（柄澤昌樹弁護士、46期）のもとで、例会等各種活動を行っております。

2 入会資格

当会の会員にかかわらず、他会の会員や現在弁護士登録を抹消している方（企業内弁護士、任期付き公務員など）も、歓迎しております。

3 入会方法

入会を希望される方は、右頁の連絡先にご連絡ください。

4 年会費(2019.1.1~12.31)

71期 無料 / 70期以前 5,000円

5 当研究会の活動

ア 研究対象

経済法（主に独占禁止法、下請法及び景表法）に関する先例（審決や判決）の分析や法改正などを研究対象としています。

イ 例会

原則、毎月1回、弁護士会館の会議室で、例会を行っています。

例会には、通常、15名から20名程度の会員が出席しています。本研究会に現在所属している会員には、日常的に独禁法を扱っている弁護士や本研究会を契機に任期付き公務員として公正取引委員会で2～3年経験を積んだ弁護士など独禁法に精通している弁護士のみならず、これから独禁法を学ぼうとしている弁護士も多数います。

例会は、原則として、本研究会の会員が持ち回りで発表を行います。外部の講師（大学の教授や公取委幹部職員など）をお招きしてご講演いただくこともあります。通常、発表者が約1時間程度発表を行った後、会員同士で、実務的な観点から活発な議論を行っています。

例会では様々な議題を取り扱っています。最近では、「近時の優越的地位の濫用事件の審決について」（2019年5月）、「企業結合と市場画定」（2019年4月）、「プラットフォームへのデータ集中をどう考えるべきか：競争政策の視点から」（2019年2月）、「『知的財産権と優越的地位濫用』に関する頭の整理」（2019年1月）を取り扱いました。

また、年1回、当会の研修センターと共催で、当会の会員向けに定例研修も行っています。例年、本研究会の会員である中堅弁護士1

名及び若手弁護士1名が講師を務めています。昨年は、12月に「『独禁法の最新動向』～公取委の措置、確約手続（当局との合意による解決）、企業結合における問題解消措置～」について研修を行いました。


ウ 合宿

東京以外の弁護士会に呼びかけて、毎年1回、本研究会の合宿を兼ねて、他の弁護士会と合同で研究会を行っています。昨年度は2019年3月に富山県弁護士会の有志の先生方と合同で研究会を行いました。本年度は2019年11月に大阪弁護士会の有志の先生方と合同で研究会を行う予定で、準備を進めています。直近では、京都弁護士会（2017年度）、兵庫県弁護士会（2016年度）、新潟県弁護士会（2015年度）の有志の先生方と合同で研究会を行いました。

例年、金曜日の午後に他の弁護士会の有志の先生方と合同で研究会を行い、週末は本研究会の会員で観光旅行をし、会員同士の懇親を深めています。

6 最後に

本研究会では、経済法の知識・経験のある会員にかかわらず、これから経済法を勉強しようとする会員も一緒になって、積極的に議論を行い、切磋琢磨しています。また、例会後、ほぼ毎回、有志で懇親会を行い親睦も深めています。

経済法に興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ一度、例会に見学にいらしてください（なお、見学は1回のみとさせていただきますので、ご了承ください）。 

例会の日程	毎月第1火曜 18:30～を原則とする
連絡先	幹事 秋葉 健志（須藤綜合法律事務所） kenji.akiha@ndlo.jp
年会費	（2019.1.1～12.31） 71期 無料／70期以前 5,000円
入会方法	幹事宛にメールで「氏名・登録番号・期別・事務所住所・電話・FAX・事務所名・メールアドレス」をご連絡ください。例会の見学を希望される方も同様です。なお、例会の見学は1回限りさせていただきます。



例会の様子